

たわわ

TAWAWA

地域で生きる障害者を支える会通信

新2001年1月28日

8号

「地域で生きる障害者を支える会」会報

住所：横浜市港北区下田町6-31-8

活動ホーム「しもだ」内

TEL045-562-3600

FAX045-562-5991

横浜市の

サービスが拡大されます

すでにご存知の方もいらっしゃると思いますが、今年の1月より障害を持っている人を対象としたガイドヘルパー、ホームヘルパーの制度が拡大されました。福祉事務所のケースワーカーの青木さんに制度について教えて頂きました。

アンダーラインの引いてある部分に変更のあったところです。

〈障害者ホームヘルパー派遣について〉

H13. 1月より、身体障害者手帳1級の全身性障害者と重度の知的障害者について、利用者自身が推薦する人をヘルパーとして登録し、一定の研修の後に推薦者のもとに派遣する、派遣登録制を導入します。ヘルパー資格のない人を推薦することもできますが、その場合は資格を取得する必要があります。また、三親等以内の親族は推薦することができません。

～利用案内～

[対象] 身体障害者1～3級の身体障害者(児)または知能指数35以下の知的障害者(児)のいる世帯で、本人・家族が日常生活の支援を必要とする世帯

※推薦登録制については、身体障害者1級の全身性障害者(児)と重度の知的障害者(児)が対象。

[内容] 家事援助・身体介護・生活等に関する相談や助言など

[派遣回数] 1週あたり延べ21時間以内(重度の介護を必要とする方は、別に夜間9時間まで利用できます。)

[利用時間] 午前8時45分から午後8時

※常時介護を必要とする重度障害者等には24時間巡回型ホームヘルプサービスも実施

[利用料] 生計中心者の所得税額に応じて1時間0円～920円

[申し込み] 区役所福祉保健サービス課

〈障害者ガイドヘルパー派遣について〉

これまで、派遣の対象となる外出は、病院への通院や日常生活に必要な買い物など「社会生活上必要な外出」と、冠婚葬祭や就職・就学のための活動など「社会参加の観点から特に認められる外出」に限られていました。H13. 1月よりこの派遣範囲を拡大し、スポーツへの参加や観戦、コンサートや映画鑑賞などの「スポーツ・文化・余暇活動」についてもガイドヘルパーの派遣が受けられるようになります。

また、これまでの派遣時間は平日午前9時から午後5時(土曜は午前9時から午後0時45分まで)となっていますが、H13. 1月より日曜・祝日や年末年始を含めた毎日、午前8時から午後8時となります。

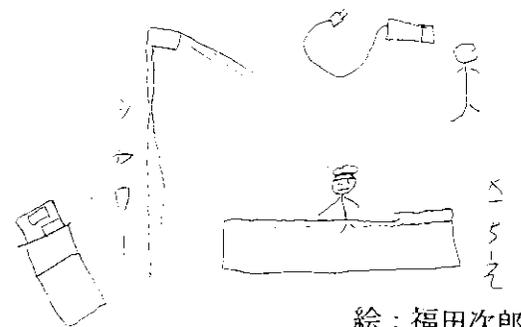
～利用案内～

[対象] 18歳以上で身体障害者1・2級をもつ視覚障害者、脳性まひ等全身性障害者(車椅子常用者含む)、または知能指数50以下の知的障害者で、外出時の付き添いが得られない方

[派遣回数] ガイドボランティアの利用とあわせて、月12回以内、1回4時間以内(人工透析者には割増派遣あり)

[利用料] 利用者本人の所得税額に応じて1時間0円～920円

[申し込み] 区役所福祉保健サービス課



絵：福田次郎

制度が拡大されたことで生活の幅も広がります。これは、うれしいことです。

でも、自分の生活と照らし合わせてみたとき、例えば午後8時までの時間や4時間以内の制限の中でコンサートやスポーツ観戦など十分に楽しめるのでしょうか。

また、利用者自身が推薦するヘルパーは、少なくとも利用者を知っていて、介助ができて、意思の疎通がはかれる人と考えると、資格は絶対に必要なのでしょうか。

頭の中が「？」でいっぱいになってきました。

今年寒い日が続きます。

お元気ですか?

皆さんも見たかも知れませんが、去年の12月にテレビでアメリカの障害者の生活を知らせる番組がありました。

いろいろな障害を持った人たちです。

手や足や全身が動かない人も、いろいろな義手や義足や、コンピュータなどを工夫して活動をしています。

私ははじめて知っておどろいたのは、台の上にはらばいになって、電動で外を走っている人でした。そして車も運転していました。

どんな人も、まわりの皆で工夫して自然に生活しています。

日本は、まだ まだ だなどと思いました。

アメリカは、戦争でたくさんの方が障害者になりましたので、皆で支えて障害者でも自立して生きられることをさがします。

私は、重い重複障害をもった人たちが、どんな生活をしているか知りたいたいと思いましたが出ていませんでした。

Y・O

60の声

